

保護者の皆様へ

国で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第57条に基づき、法定代理受領した施設等利用費の額を保護者の皆さまに通知することが定められておりますので次のとおりお知らせいたします。

なお、本通知に基づいた保護者の皆様への追加徴収などはありません。

認定区分	クラス年齢	保育料（令和元年10月～令和2年3月）	施設等利用費（令和元年10月～令和2年3月）
新1・2・3号認定	3歳児	20,000円～120,000円	20,000円～120,000円
	4歳児	19,000円～114,000円	19,000円～114,000円
	5歳児	19,000円～114,000円	19,000円～114,000円